

知っていますか？

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動を行っています。活動内容や、委員の選任方法などをお知らせします。

民生委員・児童委員とは

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。給与はありませんが、交通費や通信費などの実費として活動費（平成28年度は年額5万9千100円）が支給されています。任期は3年で、再任も可能です。

市内では33の地域に分かれて、5月1日現在766人（うち66人は児童福祉を専門にする主任児童委員）が活動しています。

どんな活動をしているの？

●相談・支援活動Ⅱ住民の生活上の悩みを聞いて適切な専門機関を紹介したり、援助が必要な人の見守りを行ったりします

●地域福祉活動Ⅱ市民委員会や地区社会福祉協議会と共に、子育

てサロンや高齢者対象のふれあいサロンの運営など、地域のつながりづくりに取り組みます

●市の事業への協力Ⅱ高齢者等屋根雪下ろし事業の申請書を取りまとめたり、子供が生まれた家庭に「うぶごえへの贈りもの」事業で絵本を届けたりします



赤ちゃんに絵本を贈る取組みに協力

どのように選ばれるの？

地域に詳しく、福祉活動などに理解と熱意がある人を町内会等から聞き取り、民生委員推薦会から



地域の子供たちの登下校を見守り、交通安全を呼び掛ける活動も

旭川市長に推薦します。市長は社会福祉審議会の意見を聞いて国に推薦します。今年は、3年ごとの全国一斉改選の年で、現在、選考が行われています。

【詳細】福祉保険課

☎25・6425

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談者の秘密を守ります。困りごとがあれば、気軽に相談してください

市民と関係機関との橋渡し役です

私も含め、多くの方が会社勤務や自営業などの仕事をしながら、民生委員・児童委員を務めています。ボランティアですから、無理はせず、常に仲間と連携して楽しく活動することを大事にしています。どこに相談して良いか分からなくて困っている方に、市の窓口などを紹介するのが私たちの役目。活動を通して、地域の方に喜んでもらえたり、住みやすいまちづくりに貢献できたりするとうれしいですね。



中央地区
民生児童委員協議会会長
雨尾直子さん